# 「広域的な火山防災対策に係る検討会」 (第4回)

【現地対策本部・合同会議・火山専門家】

※第3回検討会の資料4を一部修正

# 合同会議の必要性・役割

### ■ 合同会議の必要性

- 〇大規模噴火の場合、災害が複数の市町村や都道府県に跨って発生することが予想される。その ため、自治体間で整合のとれた応急対応が必要となる。
- 〇噴火の際に発生する可能性のある現象、規模は多岐にわたり、火山災害への対応経験が乏しい 市町村や都道府県のみでは、適切な判断が困難である。
- 〇そのため、国の関係機関や火山専門家も一緒になった体制(合同会議)の中で、火山活動の推移の予測・評価、それに応じた応急対応などを実施していくことが必要である。

### ■ 合同会議の機能

- 〇火山活動の状況を把握・分析して、活動推移を予測し、「避難対象地域」の設定、拡大、縮小、解除など、とるべき防災対応について判断
- 〇関係市町村、都道府県、国等の関係機関が情報を共有し、相互に整合のとれた応急活動を決定
- ○住民や報道機関に対し、一元的に情報を発信
- 〇被災地と国の非常災対本部(東京)との情報共有
- 〇噴火活動の終息について判断 等

# 合同会議事例①: 2000年有珠山噴火の体制

- 政府は災害対策基本法に基づく非常災害現地対策本部を初めて設置。
- ・道・市町の災害対策本部等との「合同会議」において災害応急対策を共同で検討し実施

### 【噴火直前(3,29)の体制】

- •有珠山現地連絡調整会議
- ・国・北海道・1市2町・ホームト・クターが参加
- ·共同議長:国土庁長官官房審議官(防災担当)/北海道副知事



### 【噴火発生後(3.31)の体制】

- •有珠山噴火非常災害現地対策本部合同会議
- ・国・北海道・1市2町・ホームドクターが参加
- ·共同議長:国土庁長官官房審議官(防災担当)/北海道副知事

平成12年(2000年)有珠山噴火 非常災害対策本部

住民避難、火山監視、被災者支援、住民帰宅、・・・

有珠山噴火 非常災害現地対策本部 合同会議

助言

平成12年(2000年)有珠山噴火 非常災害現地対策本部 本部長:国土総括政務次官



有珠山火山活動 北海道災害対策本部

↓助言

壮瞥町有珠火山災害対策本部

有珠山火山活動 虻田町災害対策本部

有珠山火山活動 伊達市災害対策本部

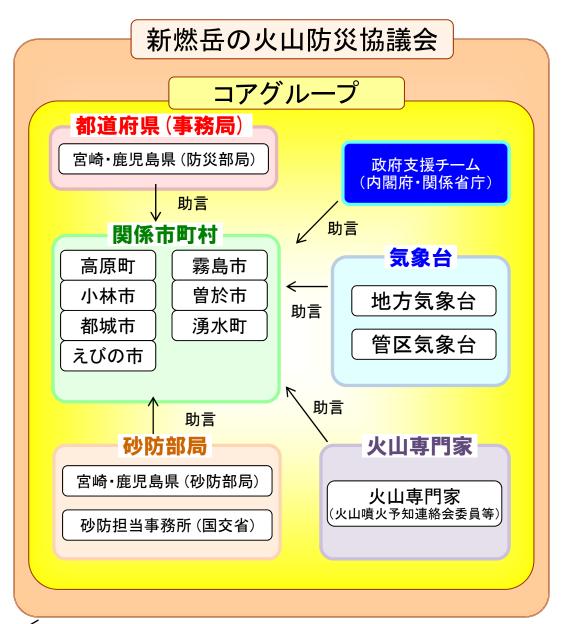
## 助言 个

北大火山専門家(ホームドクター) 火山噴火予知連絡会有珠山部会 総合観測班 (合同観測班と関係機関で構成)

### ■評価と教訓

- ●前兆現象を観測後、速やかに国の現地組織を立ち上げ、同時に国・道・市町の合同会議体制を構築した。
- ●国は噴火前から噴火後の体制を想定していたことから、噴火直後に非常災害現地対策本部を設置し、国・道・市町の災害対策本部の合同会議が開催された。
- ●火山噴火予知連絡会が有珠山部会を現地に設置し、ホームドクターの支援体制が構築され、合同会議への専門家の助言体制が強化された。
- ●合同会議出席者は原則として「決裁権のある者」とし、即断即決の体制がとられた。事前調整のための会議を設置することで効率的な運営に努めた。
- ●事前に、合同会議の開催を想定した災害対策本部の設置場所が検討されておらず、スペースが不十分であったため、途中で移転を余儀なくされた。

# 合同会議事例②: 2011年霧島山(新燃岳)噴火時の体制



### ■ 評価と教訓

- 共同検討体制が機能していなかったため、噴火直後に、地元の市町村は、避難対象地域について県・国・専門家から十分な助言を得られなかった。
- 噴火活動の状況に応じた防災対応のイメージを共有できていなかったため、気象台の発表する噴火警戒レベルと、市町村の防災対応に齟齬がみられた。また避難対象地域についても合意がなく、防災対応に混乱が生じた。
- そのため、急きょ、政府支援チームが派遣されて、火山防災協議会(コアメンバー会議)を再構築し、避難対象地域の助言を含む避難計画の共同検討を行った。
- 平常時の体制である「火山防災協議会」を 噴火時の関係機関の災害対策本部等の 「合同会議」として機能させた。

<u>助言</u>:主に避難対象地域の設定・拡大・縮小·解除についての助言

# 合同会議の設置と運営(1)

## ●合同会議の設置時期

災害対策基本法においては、非常災害対策本部の設置は噴火後となる。

大規模噴火など大規模で広域にわたる火山災害の発生が予見された時点で、都道府県や市町村は災害対策本部 (又はそれに準ずる組織)を設置する。国はこれに合わせ、現地組織を設置することにより、この時点で、実質的な、国・都道府県・市町村による合同会議の開催が可能になる。

## ●合同会議の運営

合同会議は、国の現地組織(例:政府現地連絡対策室等)が主催する。

参加者は原則として各機関の対応について責任ある判断が可能な者の参加とする、本会議の他に、少人数の幹事会や専門分野別のサブグループを設置するなど、効率的な運営方針を定めることが必要である。

# ●平常時の体制(火山防災協議会での共同検討体制の構築)

合同会議の円滑な運営のためには、平常時からの関係者間による「顔の見える関係」の構築や、噴火を想定した避難計画などの応急対応の検討が重要である。

# ●合同会議の設置場所①

迅速な初動対応を行うために、都道府県や市町村は、火山ごとに、あらかじめ災害対策本部の設置場所について定めておく必要がある。また、国の現地災害対策本部及び合同会議の設置(開催)場所についても以下の要件を踏まえ、あらかじめ複数個所の候補施設を定めておくことが望ましい。

- ・想定される大きな噴石、火砕流、溶岩流、泥流等のハザードエリアより外側
- 多くの機関が参画できるだけのスペースが確保できる
- ・交通の便が良い(高速道路、鉄道へのアクセス、ヘリポート)
- 直接または監視映像により、対象火山の状況が視認できる
- 電話、インターネット、防災行政無線など情報通信に要する設備があり、容易に増設できる。
- 近隣に対策要員のための宿泊施設が確保できる。

# 合同会議の設置と運営(2)

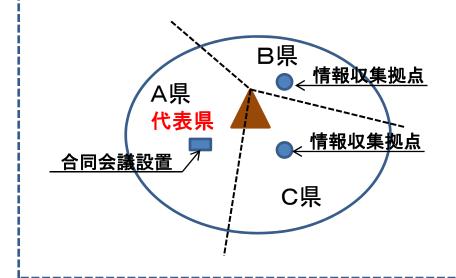
# ●火山災害が複数県に跨る場合の合同会議の設置場所の考え方

大規模噴火時など火山災害が複数県に跨る場合は、火山活動の推移について関係者間で情報共有した上で避難オペレーションをとるなど、関係自治体間で整合のとれた災害対応が必要であることから、合同会議が複数に分かれるのは望ましくない。

合同会議を各県単位に複数設置する場合、災害対応等の整合を図るためには、合同会議間の連絡調整会議(担当)が必要となり、災害対応の判断の決定過程を複雑化する。

そのため、大規模噴火時などに火山災害が複数県に跨る火山は、火山現象・被害の想定や状況等を考慮のうえ代表県を決めて、1箇所に合同会議を設置する。代表県以外には情報収集拠点※を設置する。また、臨時観測拠点については、必要に応じて複数県に設置すると良い。

# 火山災害が複数県に跨る場合の合同会議設置場所のイメージ



### ※情報収集拠点

各地方公共団体の災害対策本部は情報収集拠 点としての役割も担い、収集した情報を合同会議に 報告する。

噴火による被害の拡大に伴い、合同会議の設置 場所の移転先の候補地とする。

# 【参考資料】合同会議の設置と運営

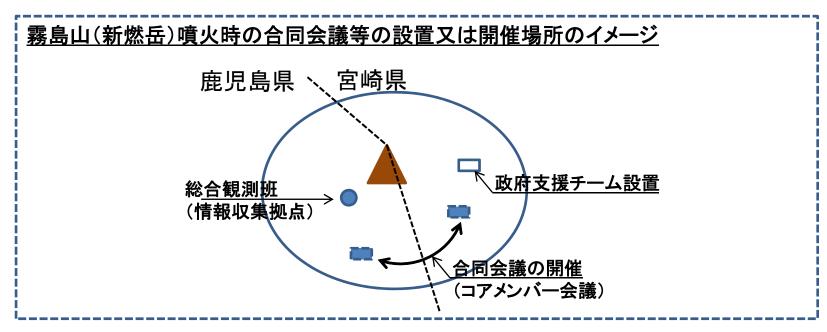
# ●2011年霧島山(新燃岳)噴火における合同会議と総合観測班の設置

合同会議(霧島火山防災連絡会コアメンバー会議の開催)の設置※1

- ・政府支援チームは、宮崎県庁に設置(2月7日~3月11日)※2
- 霧島火山防災連絡会コアメンバー会議の事務局は、宮崎県と鹿児島県
- 霧島火山防災連絡会コアメンバー会議は、宮崎県(5回)と鹿児島県(3回)で開催

### 総合観測班(情報収集拠点)の設置※3

- ・火山噴火予知連絡会に「霧島山(新燃岳)総合観測班」を設置(2月3日)
- 霧島山(新燃岳)総合観測班の現地事務所を霧島市霧島総合支所に開設(2月8日)
- (※火山活動の解析・評価、及び噴火警報等の防災情報の発表は、福岡管区気象台・鹿児島地方気象台で実施。)



※1: 宮崎県ホームページ「霧島火山防災連絡会コアメンバー会議」より

※2: 内閣府ホームページ「霧島山(新燃岳)噴火に係る政府支援チームの派遣の終了及び「内閣府現地連絡調整班」の設置について」より

※3: 気象庁ホームページ 「霧島山(新燃岳)総合観測班の設置と現地事務所の開設について より

# 合同会議の設置と運営(3)

# ●必要となるスペース例: 1都道府県3市町村程度の場合

合同会議及び現地災害対策本部等を設置するためには、以下のスペースが**最低限必要と**考えられる。

- 大会議室(合同会議室):関係機関の代表者約30~40名、担当者約50~60名、計100名
- ・関係機関事務室(現地災対本部):机の数 約150程度(円滑な情報共有のためにはワンフロアーが望ましい)
- ・火山専門家執務室(予知連部会・総合観測班):約10名程度が会議できるスペース
- ・小会議室、仮眠室、洗面所、流し台等

(2000年有珠山噴火の際の合同会議を参照)

注)非常災害現地災害対策本部が設置された場合、ほぼ全ての省庁から担当者が参画することが想定される。 複数都道府県に跨る火山の場合など、より多くの機関が参画する場合は、例示より広いスペースが必要となる。

### ■事例(2000年有珠山噴火)

### 合同会議の参加機関

国土庁審議官(議長)、北海道副知事(議長)、伊達市長、壮 瞥町長、虻田町長、内閣官房、国土庁、自衛隊、北海道開発 庁、北海道胆振支庁、建設省、郵政省、気象庁、消防庁、北海 道警察本部、海上保安庁、運輸省、厚生省、農林水産省、通 商産業省、国土地理院、環境庁、火山専門家など(最大で1 00名程度が参加)

## 非常現地災害対策本部の構成

国土庁、気象庁、運輸省、自衛隊、自治省、警察庁、北海道開発庁、建設省、農林水産省、文部省、厚生省、郵政省、通産省、労働省、科学技術庁、環境庁、道路公団、北電、NTT、日赤、JR、火山噴火予知連など(机数:約150)

出典: 平成12 年(2000 年)有珠山噴火非常災害対策本部・現地対策本部対策活動の記録

# ●必要となる資機材例

合同会議及び現地災害対策本部等の運営には、情報の 収集・発信、会議の運営、総合観測、構成メンバーの体調 管理のための資機材が必要となる。そのため、以下の資 機材が最低限必要と考えられる。

### 【情報の収集・発信】

- ・衛星携帯電話(アンテナ含む)
- インターネット回線
- •雷話回線
- ・TV会議用機材(カメラ、音声)
- ・テレビ、ラジオ

### 【観測】

- 観測情報の受信端末
- •地形図

### 【会議の運営】

- •コピー機
- ・パソコン、プリンター
- •事務用品
- ・ホワイトボード
- •机、椅子

### 【体調管理】

- •冷暖房機器
- •仮眠用具(布団、寝袋)

# 合同会議の設置と運営(4)

# ●合同会議への参加機関の役割

- •合同会議では、火山活動の把握や活動の推移を予測し、 住民の避難の検討が主な役割となるが、実際にはその他にも、多様な役割が期待される。
- ・2000年有珠山噴火では、合同会議の中で主要問題 (課題)が提示され、課題ごとに責任者と支援者が決められた。
- ・2011年霧島山(新燃岳)噴火では、合同会議の中で、 避難計画策定、小さな噴石対策、泥流・土石流対策、降 灰対策、観測・監視体制、情報共有・提供体制構築に向 けた対応がなされた。
- ・噴火時には、火山地域ごとの特性に応じた課題が生じる ことが想定される。過去の事例を参考にし、合同会議において課題対応に必要な役割項目を検討する必要がある。



### 2000年有珠山噴火時の当面の主要問題に対する対応体制

(課題)	(責任者)	(支援者)
1. ペット 一般ペット 危険ペット	道 道	農水、厚生 農水、厚生
2. 家畜	農水	道、警察
3. 生活支援·用品供給	厚生	自衛隊、道、警察
4. 医療•保険	厚生	道
5. 交通規制	警察	自衛隊、消防、道
6. 帰宅問題	道	警察、自衛隊、消防
7. お知らせ システム構築 システム運用	道 国土	郵政、道 各省庁
8. ビデオや回線による 映像配信	国土	北開庁、厚生省、道、NTT
9. 船舶の移動	道	農水省、海保庁、自衛隊
10. 航空(ヘリ利用調整)	国土	建設省、北開庁、海保庁、 自衛隊、警察、道

出典: 平成12年(2000年)有珠山噴火非常災害対策本部・現地対策本部 対策活動の記録

## 〇サブグループ(一例)

- ·火山活動観測·分析担当G
- 非常災害対策本部(東京)との連絡調整担当G
- •報道担当G
- ·医療担当G
- ·家畜担当G

- · 救援物資の輸送· 受入担当G
- ・住民の救助・救急担当G
- ·降灰情報収集担当G
- ·避難所運営担当G
- ・インフラ担当G

- ·避難手段手配担当G
- ·避難経路(交通)確保担当G

等々

※効率的な運営のためにサブグループごとに責任者を決める

# 火山専門家の合同会議等への参画(1)

## ●参画の必要性

- ・火山現象は多岐にわたり、噴火開始後の活動推移の予測も難しく、行政担当者のみでは、適切な防災対応の判断は 不可能。
- ⇒合同会議において、火山の観測結果を分析し、取るべき防災対応を判断するにあたり、火山専門家による助言は必須。
- ⇒火山専門家が合同会議の議論に参画する体制を構築すべき。

## ●担う役割

- ①現地の観測体制の強化 ⇒ 前兆現象が捉えられた時点で、現地に赴き観測体制を構築
- ②行政機関の予防・応急対応への専門的知見から助言

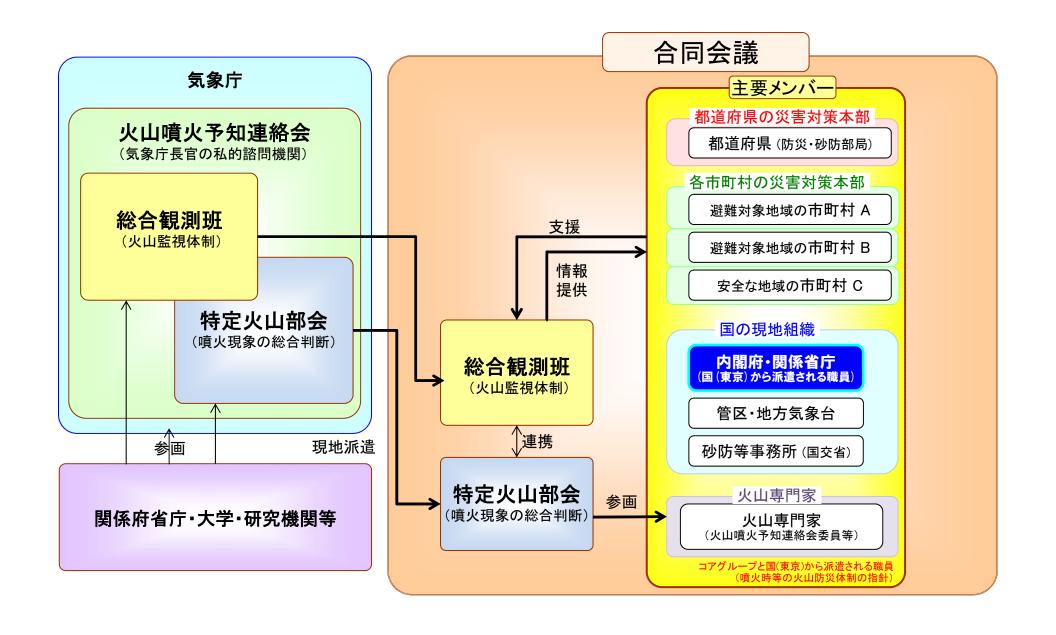
# ●責任

- ・火山専門家として科学的知見を背景に責任を持った発言を期待
- 専門家の見解に基づいた対応の判断は行政の責任

## ●派遣・合同会議への参画のルール

- (1)火山防災協議会に平時より参画し、当該火山及び地方公共団体の避難計画等にも精通した火山専門家が合同会 議へ参画。
- (2)火山防災協議会の火山専門家のみでは、噴火時の観測・評価をしながら、合同会議にて助言を行うのは困難。
  - ・火山防災協議会の火山専門家の観測・評価を支援し、行政の判断への助言を行う火山専門家集団の派遣が必要。
- ⇒気象庁長官の諮問機関である火山噴火予知連絡会の枠組みを活用し、火山専門家の選定、派遣を行うことが現実的
  - ・火山噴火予知連絡会は、噴火の前兆現象が捉えられるなどした場合、
  - ①当該火山の噴火現象及び火山活動について総合判断をする「部会」を設置。 部会メンバーは必要に応じて現地に赴く。現地の火山防災協議会の専門家も臨時委員等として部会に参画。 合同会議における火山専門家の見解の最終責任は気象庁が負う。
- ②当該火山の活動評価に関する資料を収集・解析する「総合観測班」を組織し、現地での観測体制を構築・強化。
- ※「部会」「総合観測班」のメンバーは、予知連絡会のメンバー以外からも参画が可能(気象庁地震火山部長が委嘱)

# 火山専門家の合同会議等への参画(2)



# 【参考資料】火山噴火予知連絡会

# ■火山噴火予知連絡会(「連絡会」)

### 【位置づけ】

気象庁長官の私的諮問機関

### 【構成員】

大学やその他研究観測機関に所属する火山専門家及び関係行政機関の課長級職員約30名で構成

### 【任務】

①関係諸機関の研究及び業務に関する成果及び情報を交換し、各機関における火山噴火予知に関する研究及び技術の開発を促進する②火山噴火に関して、当該火山の火山活動について総合判断を行い、火山情報の質の向上を図ることにより防災活動に資する③火山噴火予知に関する研究及び観測の体制の整備のための施策について総合的に検討

# ■連絡会 (特定火山)部会

### 【任務】

・部会は、特定の火山又は特定な地域を対象とし、その噴火現象及び火山活動についての検討及び総合判断を行う。

### 【設置基準】

・会長が連絡会(緊急時には幹事会)に図り設置

### 【部会委員】

- ・部会長:会長の指名に基づき気象庁長官が委嘱
- ・部会委員: 連絡会委員又は臨時委員若しくは学識経験者等の中から 会長の指名に基づき、気象庁地震火山部長が委嘱
- ※部会長は、部会員以外の連絡会委員又は臨時委員若しくは学識経験者等の出席を気象庁地震火山部長に求めることができる

### 【開催基準】

・部会長の要請で気象庁地震火山部長が招集

## ■連絡会 総合観測班

### 【任務】

・総合観測班は、特定の火山の活動評価に関する資料を収集・解析するため、機動的な観測計画等を総合的に検討し、これを実施する。

### 【設置基準】

・会長が連絡会(緊急時には幹事会)に図り設置

### 【構成員】

- 班長:会長の指名に基づき気象庁地震火山部長が委嘱
- ・幹事:連絡会委員又は臨時委員若しくは学識経験者等の中から会長の指名に基づき、気象庁地震火山部長が委嘱 ※班長は、同幹事以外の連絡会委員又は臨時委員若しくは学 識経験者等の出席を気象庁地震火山部長に求めることができる

### 【開催基準】

・班長の要請に基づいて、気象庁地震火山部長が班長及び総合観測班幹事を招集

### 【参加】

・班長の承認を要し、事務局への登録制

# 総合観測班による観測体制の例(1)

## ●総合観測班に参加する機関

総合観測班の構成は、地震及び火山噴火予知のための観測研究計画(科学技術・学術審議会測地学分科会地震火山部会)で定められる機関及び、過去の噴火時における総合観測班参加機関から以下の機関が考えられる。

※2011年霧島山(新燃岳)噴火時の総合観測班参加機関

## ●総合観測班の観測項目

過去の噴火時における総合観測班の観測項目から次の観測班及び観測項目が考えられる。

【物理観測班】 地殻変動観測、震動観測、電磁気観測、空振観測、遠望観測、火山ガス観測

【地質調査班】 噴出物調査、ヘリコプター観測、衛星観測

# ●総合観測班に必要な人数の考え方

物理観測班は観測機器を設置後、定期的に観測点に赴き、観測データの抽出作業及びメンテナンス作業を実施する。各観測点に赴く際は、作業の効率と安全確保のため2名以上必要である。

地質調査班は噴火時に広域での噴出物調査を実施する。調査の多くは主要な道路沿いで実施するため、主要な道路ごとに作業の効率と安全確保を考え2名以上必要である。

## ●ローテーションの考え方

噴火は昼夜を問わず発生し、観測点や調査点は広域にわたるため、総合観測に当たる班員も24時間体制が必要である。作業の効率と安全確保を考え、班員は3交代制のローテーションを組み作業に当たる。

# 総合観測班による観測体制の例(2)

# 火山噴火予知連絡会 総合観測班の構成

総合観測班は、特定の火山の活動評価に関する資料を収集・解析するため、機動的な観測計画等を総合的に検討し、これを実施する。以下に総合観測班の体制を示す。

総合観測班(大学、国土地理院、産総研、防災科研、気象庁等)

班長 : 1名

幹事: 物理観測班、地質調査班等から各数名程度

事務局: 気象庁

## 主な活動内容

- ・火山活動に関する資料の収集、解析、評価
- ・観測・評価結果等の予知連や防災機関への提供
- ・観測計画の策定と調整
- 観測実施に必要な関係機関との総合調整

## 【事務局】

## 主な役割

- 緊急観測体制整備に関する調査
- 危険地域作業実施に係る調整
- 危険地域作業時の火山活動監視



# 【現地観測班】

リーダー: 1名(幹事の中より任命、一定期

間で交代)

班員 : 物理観測班

地質調査班

気象庁機動観測班 等

# 主な役割

- ・火山活動に関する情報の収集、評価
- ・合同会議や特定火山部会への情報提供
- ・他の総合観測班員と情報や意見の交換

※特定火山部会の人員は、噴火現象を総合判断する ために、火山観測に従事する現地観測班の班員と 重複してもよい。

### 【参考】

- 〇特定火山部会(現地)の主な活動内容
- •合同会議に出席して専門家として見解表明、合同会議の防災担当者への助言、資料提供
- ・総合観測班の意見をまとめてsingle voice として発信(発表) など

# 総合観測班による観測体制の例(3)

# 総合観測班による観測項目と必要な観測点の考え方

目的	観測項目	観測手法	必要な観測点の考え方	
動きを捉える	地殻変動観測	GPS、傾斜計、絶対重力観測、 航空機SAR、だいちPALSAR、 水準測量	地下深部及び火口近傍のマグマの動きを含めて3次元 的に状況を把握するには、最低限、近地と遠地に各3個 所配置する。さらに、想定される火口位置が複数ある場	
を捉えるのマグマの	震動観測	短周期地震計、広帯域地震 計、アレー観測	合は、各火口につき、3個所追加する。火口近傍に配置 する場合は、噴火による損壊を想定して、あらかじめ観	
<b>もの</b>	電磁気観測	地磁気観測、空中物理探査	測点を増補しておく。	
現地	空振観測	空振計	空振は、火口から全方向に広がるが、遮蔽物の影響により、空振が捉えられない方向もある。そのため遮蔽物の無い所に最低限3個所配置する。噴火の発生を高精度に捉えるためには、観測点を増補する必要がある。	
状を捉える	遠望観測(地上)	超高感度カメラ、可視熱赤外 カメラ、可視映像観測・熱赤 外観測、監視カメラ	山頂は方向によっては雲がかかり視界不良になるため、 最低限、東西南北4方向から監視する。噴火の現状を高 精度に捉えるためには、観測点を増補する必要がある。	
1 9 1		ヘリコプター観測、衛星観測	ヘリコプター、航空機を使用する場合は、安全を確認しながら、噴火様式が変化したとき等に実施する。衛星SARの場合は、数時間ごとに観測データを確認する。	
推移をの	推 今 移 後		定点観測の場合は、風向きを考慮して、複数方向に配置 する。ヘリコプターからの観測の場合も考えられる。	
を捉える	噴出物調査	降灰噴出物調査、自動降灰 計	火口を中心にした8方向に、等距離に自動降灰計を設置 する。降灰噴出物調査は、降灰のあった風下側を調査す る。	

# 噴火時の機動的な観測手段(1)

観測目的または用途	主な観測機器	機関	運用·手配
火口の位置の特定・ 噴火後の地形把握	航空機SAR	国土地理院	国または地方自治体から企画部防災推進室 への要請
		(独)情報通信研究機構	国または地方自治体から電磁波計測研究所 への観測データ提供依頼
			※観測は、SAR技術の研究開発を目的として 実施しているものであり、噴火時において常に
			実施するとは限らない。
	衛星観測	(独)宇宙航空研究開発機構	火山噴火予知連絡会から衛星利用推進セン ターへの要請
	可視カメラ・超高感度カメ ラ・可視熱赤外カメラ	気象庁・国土交通省・地方自治 体・その他民間施設(博物館)	現業利用の緊急対応
	航空機・ヘリコプター (含むヘリ映像伝送装置)	国土交通省	地方自治体から地方整備局(企画部防災課 等)への要請
		海上保安庁(海域火山の噴火時)	国から海洋情報部技術・国際課等への要請
		地方自治体	国から地方公共団体への要請、または地方公 共団体の緊急対応
降灰の状況	衛星観測	(独)宇宙航空研究開発機構	火山噴火予知連絡会から衛星利用推進セン ターへの要請
	可視カメラ・超高感度カメ ラ・可視熱赤外カメラ	気象庁・国土交通省・地方自治 体・その他民間施設(博物館)	現業利用の緊急対応
	航空機・ヘリコプター (含むヘリ映像伝送装置)	国土交通省	地方自治体から地方整備局(企画部防災課 等)への要請
		海上保安庁(海域火山の噴火時)	国から海洋情報部技術・国際課等への要請
		地方自治体	国または地方自治体から消防機関への要請

<sup>※</sup>運用期間への要請にあたっては、事前に合同会議において調整しておくべき。

# 噴火時の機動的な観測手段(2)

観測目的または用途	主な観測機器	機関	運用·手配
噴煙の高度	衛星観測	(独)宇宙航空研究開発機構	火山噴火予知連絡会から衛星利用推進セン
			ターへの要請
	可視カメラ・超高感度カメ	気象庁·国土交通省·地方自治	現業利用の緊急対応
	ラ・可視熱赤外カメラ	体・その他民間施設(博物館)	
	航空機・ヘリコプター	国土交通省	地方自治体から地方整備局(企画部防災課
	(含むヘリ映像伝送装置)		等)への要請
		海上保安庁(海域火山の噴火時) 	国から海洋情報部技術・国際課等への要請
		地方自治体	国または地方自治体から消防機関への要請
噴火の継続状況把握	航空機SAR	国土地理院	国または地方自治体から企画部防災推進室
			への要請
		(独)情報通信研究機構	国または地方自治体から電磁波計測研究所
			への観測データ提供依頼
			※観測は、SAR技術の研究開発を目的として
			実施しているものであり、噴火時において常に
			実施するとは限らない。
	衛星観測	(独)宇宙航空研究開発機構	火山噴火予知連絡会から衛星利用推進セン
			ターへの要請
	可視カメラ・超高感度カメ	気象庁·国土交通省·地方自治	現業利用の緊急対応
	ラ・可視熱赤外カメラ	体・その他民間施設(博物館)	
	航空機・ヘリコプター	国土交通省	地方自治体から地方整備局(企画部防災課
	(含むヘリ映像伝送装置)		等)への要請
		海上保安庁(海域火山の噴火時)	国から海洋情報部技術・国際課等への要請
		地方自治体	国または地方自治体から消防機関への要請
観測データの継続	衛星通信車、災害対策車	国土交通省	地方自治体から地方整備局(企画部防災課
利活用			等)への要請
		地方自治体	国または地方自治体から消防機関への要請
災害派遣活動に必要な	航空機・ヘリコプター	自衛隊	都道府県知事等からの災害派遣要請または

災害派遣活動に必要な	航空機・ヘリコプター	自衛隊	都道府県知事等からの災害派遣要請または
情報の収集	(含むヘリ映像伝送装置)		自主派遣

# 非常(緊急)災害現地対策本部/政府現地組織(1)

# ■非常災害対策本部(内閣府)/非常災害現地対策本部(被災地)

### 【設置根拠】

•災害対策基本法第24条第1項/第25条第6項

### 【設置基準】

・非常災害が発生した場合

#### 【組織】

- \*非常災害対策本部長:防災担当大臣
- ・副本部長: 内閣府副大臣又は大臣政務官
- 本部員:関係各省の局長級職員
- 非常災害現地対策本部長:内閣府副大臣又は大臣政務官
- ・現地本部員:関係各省の本省課長級職員又は出先機関部長級職員

### 【所掌事務】

- ·国の中央官庁、出先機関、地方公共団体、指定(地方)公共機関等の災害応急対策の総合調整
- ・緊急の措置の実施 他
- ※現地本部は本部の所掌事務の一部を実施

### 【非常本部長権限】

- ・国の出先機関や地方公共団体の長、指定(地方)公共機関等への指示
- ・国の中央官庁、出先機関、地方公共団体、指定(地方)公共機関等に対し資料又は情報の提供、意見の表明、その他必要な協力の要求 ※本部長は権限の一部を現対本部長へ委任可能

### 【事例】

- ·H3雲仙岳噴火(H3.6.4.~H8.6.4)
- ・H12有珠山噴火(H12.3.31~H13.6.28)※現地対策本部はH12.8.11まで
- ·H12三宅島噴火(H12.8.29.~H17.3.31)

# ■緊急災害対策本部(官邸)/緊急災害現 地対策本部(被災地)

### 【設置根拠】

・災害対策基本法第28条の2第1項/第28条の3第8項

### 【設置基準】

・著しく異常かつ激甚な非常災害が発生した場合(要閣議決定)

### 【組織】

- 緊急災害対策本部長: 内閣総理大臣
- •副本部長:防災担当大臣/内閣官房長官
- ・本部員:全国務大臣、内閣危機管理監、副大臣、大臣以外 の指定行政機関の長
- ・緊急災害現地対策本部長:内閣府副大臣又は政務官
- •現地本部員:関係各省の本省課長級職員又は出先機関部 長級職員

### 【所掌事務】

・非常災害対策本部と同様

### 【緊急本部長権限】

・非常災害対策本部と同様

### 【事例】

·H23東日本大震災(H23.3.11~)

# 非常(緊急)災害現地対策本部/政府現地組織(2)

# ■ 政府現地連絡対策室/政府支援チーム等

### 【設置根拠】

- •内閣府(防災担当)内規
- ・法律に位置付なし

### 【設置基準】

- ・非常災害現地対策本部等を設置する程度の災害に至っていない 自然災害が発生し、被災地方公共団体との連携を図り、迅速かつ 効果的な災害対策を行う必要がある場合
- ・災害対策関係省庁連絡会議等で設置を決定

### 【組織】

- 内閣府(防災担当)及び関係省庁職員
- ・必要に応じ、防災担当大臣指示により、内閣府副大臣(防災担当) 又は大臣政務官(防災担当)が派遣され、現地組織を統括

### 【業務】

- ・被災地方公共団体との連絡調整窓口の設置
- ・被災地における情報収集、課題、要望の把握
- ・被災地における各種支援活動の実施
- ・都道府県及び市町村との合同会議の設置支援及び会議への参画
- ・本省庁との情報共有・各種調整
- ・専門家の派遣について関係省庁等への依頼 等

### 【事例】

- ·H12有珠山噴火「有珠山現地連絡調整会議」
- ・H23新燃岳噴火「霧島山(新燃岳)噴火に関する政府支援チーム」

# ■【参考】地震災害警戒本部

### 【設置根拠】

•大規模地震対策特別措置法第10条

### 【設置基準】

・内閣総理大臣が警戒宣言を発令したとき

(警戒宣言:気象庁長官が地震予知情報を総理大臣へ報告、閣議経て発令)

### 【組織】

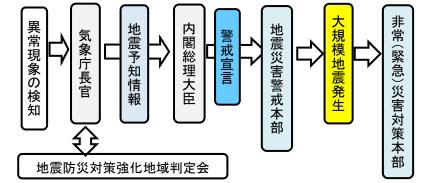
- •地震警戒本部長:内閣総理大臣
- •副本部長:国務大臣
- ・本部員:全国務大臣、内閣危機管理監、国務大臣以外の指定 行政機関の長

### 【所掌事務】

国の中央官庁、出先機関、地方公共団体、指定(地方)公共機関等の地震防災応急対策等の総合調整

### 【本部長権限】

- ・国の中央官庁、出先機関や地方公共団体の長、指定(地方) 公共機関等への指示
- 自衛隊の派遣の要



# 都道府県災害対策本部/市町村災害対策本部

# ■ 都道府県災害対策本部/現地本部

### 【設置根拠】

·災害対策基本法第23条第1項/第23条第5項

### 【設置基準】

災害が発生し、又は災害が発生するおそれがある場合

### 【組織】

- •都道府県災害対策本部長:都道府県知事
- ·副本部長·本部員:都道府県職員

### 【所掌事務】

- ・災害予防及び情報収集, 災害応急対策の実施
- ·都道府県、関係する国の出先機関、地方公共団体、指定(地方)公共機関相互間の連絡調整
- ※現地本部は本部の所掌事務の一部を実施

### 【本部長権限】

- ・都道府県警、教育委員会への指示
- ・国の中央官庁、出先機関、地方公共団体、指定(地方)公共機関等に資料、情報の提供、意見の表明、その他必要な協力の要求

### ■ 市町村災害対策本部/現地本部

### 【設置根拠】

・災害対策基本法第23条の2第1項/第23条の2第5項

### 【設置基準】

災害が発生し、又は災害が発生するおそれがある場合

### 【組織】

- •市町村災害対策本部長:市町村長
- •副本部長•本部員:市町村職員

### 【所掌事務】

- ・災害予防及び情報収集, 災害応急対策の実施
- ※現地本部は本部の所掌事務の一部を実施

### 【本部長権限】

- 教育委員会への指示
- ・国の中央官庁、出先機関、地方公共団体、指定(地方)公共機関 等に資料、情報の提供、意見の表明、その他必要な協力の要求

### 【市町村長の権限】

- ·避難勧告(災対法60条)
- ·避難指示(災対法60条)
- ·警戒区域の設定(災対法63条)

# 【参考資料】非常災害対策本部に関する規定(災害対策基本法)

### (非常災害対策本部の設置)

第二十四条 非常災害が発生した場合において、当該災害の規模その他の状況により当該災害に係る災害応急対策を推進するため特別の必要があると認めるときは、内閣総理大臣は、内閣府設置法第四十条第二項の規定にかかわらず、臨時に内閣府に非常災害対策本部を設置することができる。

2 略

### (非常災害対策本部の組織)

第二十五条 非常災害対策本部の長は、非常災害対策本部長とし、国務大臣をもつて充てる。

2 ~ 4 略

- 5 非常災害対策副本部長、非常災害対策本部員その他の職員は、内閣官房若しくは指定行政機関の職員又は指定地方行政機関の長若しくはその職員のうちから、内閣総理大臣が任命する。
- 6 非常災害対策本部に、当該非常災害対策本部の所管区域に あつて当該非常災害対策本部長の定めるところにより当該非常災 害対策本部の事務の一部を行う組織として、非常災害現地対策本 部を置くことができる。この場合においては、地方自治法 第百五 十六条第四項 の規定は、適用しない。

### 7 ~ 10 略

11 非常災害現地対策本部長及び非常災害現地対策本部員その他の職員は、非常災害対策副本部長、非常災害対策本部員その他の職員のうちから、非常災害対策本部長が指名する者をもつて充てる。

### (非常災害対策本部の所掌事務)

第二十六条 非常災害対策本部は、次に掲げる事務をつかさどる。 一 災害応急対策を的確かつ迅速に実施するための方針の作成 に関すること。

二 所管区域において指定行政機関の長、指定地方行政機関の 長、地方公共団体の長その他の執行機関、指定公共機関及び指 定地方公共機関が防災計画に基づいて実施する災害応急対策の 総合調整に関すること。

三 非常災害に際し必要な<mark>緊急の措置の実施</mark>に関すること。 四 ~ T 略

### (非常災害対策本部長の権限)

第二十八条 非常災害対策本部長は、前条の規定により権限を委任された職員の当該非常災害対策本部の所管区域における権限の行使について調整をすることができる。

- 2 非常災害対策本部長は、当該非常災害対策本部の所管区域における災害応急対策を的確かつ迅速に実施するため特に必要があると認めるときは、その必要な限度において、関係指定地方行政機関の長、地方公共団体の長その他の執行機関並びに指定公共機関及び指定地方公共機関に対し、必要な指示をすることができる。
- 3 非常災害対策本部長は、当該非常災害対策本部の所管区域における災害応急対策を的確かつ迅速に実施するため必要があると認めるときは、関係行政機関の長及び関係地方行政機関の長、地方公共団体の長その他の執行機関、指定公共機関及び指定地方公共機関並びにその他の関係者に対し、資料又は情報の提供、意見の表明その他必要な協力を求めることができる。
- 4 非常災害対策本部長は、非常災害現地対策本部が置かれたときは、前三項の規定による権限の一部を非常災害現地対策本部長に委任することができる。

5 略

# 【参考資料】緊急災害対策本部に関する規定(災害対策基本法)

#### (緊急災害対策本部の設置)

第二十八条の二 著しく異常かつ激甚な非常災害が発生した場合において、当該災害に係る災害応急対策を推進するため特別の必要があると認めるときは、内閣総理大臣は、内閣府設置法第四十条第二項の規定にかかわらず、閣議にかけて、臨時に内閣府に緊急災害対策本部を設置することができる。

2 ~ 3 略

### (緊急災害対策本部の組織)

第二十八条の三 <mark>緊急災害対策本部の長は、</mark>緊急災害対策本部長とし、 内閣総理大臣(内閣総理大臣に事故があるときは、そのあらかじめ指名 する国務大臣)をもつて充てる。

- 2 ~ 3 略
- 4 緊急災害対策副本部長は、国務大臣をもつて充てる。
- 5 略
- 6 緊急災害対策本部員は、次に掲げる者をもつて充てる。
- ー 緊急災害対策本部長及び緊急災害対策副本部長以外のすべての国 務大臣
- 二 内閣危機管理監
- 三 副大臣又は国務大臣以外の指定行政機関の長のうちから、内閣総理大臣が任命する者
- 7 緊急災害対策副本部長及び緊急災害対策本部員以外の緊急災害対策本部の職員は、内閣官房若しくは指定行政機関の職員又は指定地方行政機関の長若しくはその職員のうちから、内閣総理大臣が任命する。
- 8 緊急災害対策本部に、当該緊急災害対策本部の所管区域にあつて 当該緊急災害対策本部長の定めるところにより当該緊急災害対策本部の 事務の一部を行う組織として、閣議にかけて、緊急災害現地対策本部を 置くことができる。
- 9 第二十五条第六項後段、第七項及び第八項の規定は、緊急災害現地対策本部について準用する。
- 10 緊急災害現地対策本部に、緊急災害現地対策本部長及び緊急災害現地対策本部員その他の職員を置く。

#### 11 略

12 緊急災害現地対策本部長及び緊急災害現地対策本部員その他の職員は、緊急災害対策副本部長、緊急災害対策本部員その他の職員のうちから、緊急災害対策本部長が指名する者をもつて充てる。

#### (緊急災害対策本部の所掌事務)

第二十八条の四 緊急災害対策本部は、次に掲げる事務をつかさどる。

- 一 災害応急対策を的確かつ迅速に実施するための方針の作成に 関すること。
- 二 所管区域において指定行政機関の長、指定地方行政機関の長、 地方公共団体の長その他の執行機関、指定公共機関及び指定地方 公共機関が防災計画に基づいて実施する災害応急対策の総合調整 に関すること。
- 三 非常災害に際し必要な<mark>緊急の措置の実施</mark>に関すること。

#### (緊急災害対策本部長の権限)

第二十八条の六 緊急災害対策本部長は、前条の規定により権限を 委任された職員の当該緊急災害対策本部の所管区域における権限 の行使について調整をすることができる。

2 緊急災害対策本部長は、当該緊急災害対策本部の所管区域における災害応急対策を的確かつ迅速に実施するため特に必要があると認めるときは、その必要な限度において、関係指定行政機関の長及び関係指定地方行政機関の長並びに前条の規定により権限を委任された当該指定行政機関の職員及び当該指定地方行政機関の職員、地方公共団体の長その他の執行機関並びに指定公共機関及び指定地方公共機関に対し、必要な指示をすることができる。

3 ~ 6 略

# 【参考資料】都道府県/市町村災害対策本部に関する規定(災害対策基本法)

### (都道府県災害対策本部)

第二十三条 都道府県の地域について災害が発生し、又は災害が発生 するおそれがある場合において、防災の推進を図るため必要があると認 めるときは、都道府県知事は、都道府県地域防災計画の定めるところに より、都道府県災害対策本部を設置することができる。

- 2 都道府県災害対策本部の長は、都道府県災害対策本部長とし、都 道府県知事をもつて充てる。
- 3 都道府県災害対策本部に、都道府県災害対策副本部長、都道府県 災害対策本部員その他の職員を置き、当該都道府県の職員のうちから、 当該都道府県の知事が任命する。
- 4 <mark>都道府県災害対策本部は、</mark>都道府県地域防災計画の定めるところにより、次に掲げる事務を行う。
- 一 当該都道府県の地域に係る災害に関する情報を収集すること。
- 二 当該都道府県の地域に係る災害予防及び災害応急対策を的確かつ迅速に実施するための方針を作成し、並びに当該方針に沿つて災害予防及び災害応急対策を実施すること。
- 三 当該都道府県の地域に係る災害予防及び災害応急対策に関し、当該都道府県並びに関係指定地方行政機関、関係地方公共団体、関係指定公共機関及び関係指定地方公共機関相互間の連絡調整を図ること。
- 5 都道府県知事は、都道府県地域防災計画の定めるところにより、都 道府県災害対策本部に、災害地にあつて当該都道府県災害対策本部の 事務の一部を行う組織として、<mark>都道府県現地災害対策本部を置くことが</mark> できる。
- 6 都道府県災害対策本部長は、当該都道府県警察又は当該都道府県 の教育委員会に対し、当該都道府県の地域に係る災害予防又は災害応 急対策を実施するため必要な限度において、必要な指示をすることがで きる。
- 7 都道府県災害対策本部長は、当該都道府県の地域に係る災害予防又は災害応急対策を的確かつ迅速に実施するため必要があると認めるときは、関係行政機関の長及び関係地方行政機関の長、地方公共団体の長その他の執行機関、指定公共機関及び指定地方公共機関並びにその他の関係者に対し、資料又は情報の提供、意見の表明その他必要な協力を求めることができる。
- 8 前各項に規定するもののほか、都道府県災害対策本部に関し必要な事項は、都道府県の条例で定める。

### (市町村災害対策本部)

第二十三条の二 市町村の地域について災害が発生し、又は災害が発生するおそれがある場合において、防災の推進を図るため必要があると認めるときは、市町村長は、市町村地域防災計画の定めるところにより、市町村災害対策本部を設置することができる。

- 2 市町村災害対策本部の長は、市町村災害対策本部長とし、市町村長をもつて充てる。
- 3 市町村災害対策本部に、市町村災害対策副本部長、市町村災害対策本部員その他の職員を置き、当該市町村の職員のうちから、 当該市町村の市町村長が任命する。
- 4 市町村災害対策本部は、市町村地域防災計画の定めるところにより、次に掲げる事務を行う。この場合において、市町村災害対策本部は、必要に応じ、関係指定地方行政機関、関係地方公共団体、関係指定公共機関及び関係指定地方公共機関との連携の確保に努めなければならない。
- 当該市町村の地域に係る災害に関する情報を収集すること。
- 二 当該市町村の地域に係る災害予防及び災害応急対策を的確かつ迅速に実施するための方針を作成し、並びに当該方針に沿つて災害予防及び災害応急対策を実施すること。
- 5 市町村長は、市町村地域防災計画の定めるところにより、市町村 災害対策本部に、災害地にあつて当該市町村災害対策本部の事務 の一部を行う組織として、市町村現地災害対策本部を置くことができ る。
- 6 市町村災害対策本部長は、当該市町村の教育委員会に対し、当該市町村の地域に係る災害予防又は災害応急対策を実施するため必要な限度において、必要な指示をすることができる。
- 7 前条第七項の規定は、市町村災害対策本部長について準用する。この場合において、同項中「当該都道府県の」とあるのは、「当該市町村の」と読み替えるものとする。
- 8 前各項に規定するもののほか、市町村災害対策本部に関し必要な事項は、市町村の条例で定める。